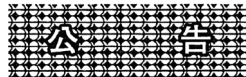


高橋ひろみ後援会	高橋 廣 美	高橋 妙 子	東筑摩郡朝日村古見1823-1
武井茂夫後援会	小口 恒 樹	武井 園 子	岡谷市川岸中1-2-48
つちはし秀俊と明日の松本を拓く会	土橋 秀 俊	山崎 修 一	松本市平田東1-16-14
ともに信州を考える会	武井 茂 夫	武井 園 子	岡谷市川岸中1-2-48
長野県商工政治連盟信濃町支部	間瀬 一 朗	吉川 正 市	上水内郡信濃町野尻3884-740
平田和文後援会(松本の明日を考える会)	平田 和 文	立元 まゆり	松本市埋橋1-7-9-304
富岳会	小池 隆	小池 きみ子	諏訪郡富士見町落合10075-5
藤川みのる後援会	中平 勝 博	中塚 和 夫	上伊那郡中川村大草4613-5
古田政経研究会	古田 芙 士	伊藤 清 人	飯田市上殿岡378
松本ドリームを作る会	柳澤 直 樹	柳澤 歩	松本市丸の内7-5
廻本多都子後援会	廻本 多都子	守屋 三智也	諏訪市四賀赤沼1987-2
宮下つとむ後援会	宮下 勉	宮下 久 子	長野市新諏訪1-2-16
村田茂之後援会	村田 茂 之	村田 澤 子	塩尻市広丘吉田1265-14
柳澤直樹と歩む会	柳澤 直 樹	柳澤 歩	松本市三才山916
世直し高齢者の会	熊崎 晴 康	熊崎 以 代	飯田市旭町232-14

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月20日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープあいばんいいだ店
飯田市桐林1040-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
みなみ信州農業協同組合
飯田市鼎東鼎281
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1
(有)とみや呉服店	尾関 代次	飯田市龍江6894-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
(有)とみや呉服店	尾関 代次	飯田市龍江6894-2

4 変更した年月日

令和3年3月26日

5 届出年月日

令和3年4月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年5月20日から令和3年9月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により令和3年5月23日に開催を予定していた飯田都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

令和3年5月20日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため

都市・まちづくり課

公告

長野県西部伊那土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和3年5月20日

長野県上伊那地域振興局長 竹村 浩一郎

理事

新任

氏名	住所
木嶋 林 彌	伊那市上新田2766番地
沖村 隆	伊那市下新田3089番地2
牧田 弘	伊那市荒井4512番地15
東條 治	伊那市西町5062番地
大野田 秀夫	伊那市平沢8746番地1
有賀 隆	伊那市西箕輪986番地
向山 利雄	伊那市西箕輪6725番地1
白鳥 今朝昭	伊那市西箕輪5310番地
伊藤 洋一	伊那市西箕輪6206番地
田中 修一	伊那市西春近1346番地
下平 稔	伊那市西春近4996番地
浦野 紀和	伊那市西春近8121番地
北林 照夫	伊那市西春近6534番地3

酒井計男 伊那市西春近8737番地1
 米山定男 伊那市東春近10746番地94

重任

氏名 住所

清水満 伊那市ますみヶ丘798番地7
 唐木勝彦 伊那市横山9307番地
 清水芳利 伊那市西箕輪1997番地
 鈴木清治 伊那市西箕輪3022番地
 有賀源一 伊那市西箕輪5049番地口
 坪木利夫 伊那市西春近91番地1
 北原健一 伊那市西春近3782番地1
 赤沼利光 伊那市西箕輪1640番地
 白鳥孝 伊那市西箕輪4985番地1

退任

氏名 住所

小林義男 伊那市上新田2612番地1
 神山治人 伊那市下新田3197番地
 池上典孝 伊那市荒井4336番地
 田中吉男 伊那市西町5079番地6
 網野修 伊那市平沢8727番地
 有賀和幸 伊那市西箕輪1092番地
 薄田芳人 伊那市西箕輪6852番地
 小坂幸夫 伊那市西箕輪4998番地
 伊藤幸明 伊那市西箕輪6268番地
 赤羽吉幸 伊那市西春近792番地
 高畑國男 伊那市西春近5031番地1
 池上文夫 伊那市西春近9210番地
 北林博義 伊那市西春近6851番地1
 酒井重行 伊那市西春近8067番地
 伊藤権司 伊那市東春近10746番地81

監事

新任

氏名 住所

酒井重行 伊那市西春近8067番地
 牧田明彦 伊那市狐島4047番地

重任

氏名 住所

松本竜司 伊那市狐島4256番地
 鈴木恭一郎 伊那市西箕輪3003番地

退任

氏名 住所

酒井俊一 伊那市西春近8618番地1

農地整備課

公告

令和3年5月12日、長野県西部辰野土地改良区の定款変更を認可しました。

令和3年5月20日

長野県上伊那地域振興局長 竹村 浩一郎

農地整備課

公告

令和3年5月11日、安曇野市豊科総合開発土地改良区の定款変更を認可しました。

令和3年5月20日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

農地整備課

公告

令和3年5月6日、長野県日滝原土地改良区の定款変更を認可しました。

令和3年5月20日

長野県長野地域振興局長 吉沢 正

農地整備課

公告

令和3年5月11日、長野県下水内中部土地改良区の定款変更を認可しました。

令和3年5月20日

長野県北信地域振興局長 直江 崇

農地整備課

公告

令和3年3月19日、上中堰土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可しました。

令和3年5月20日

長野県長野地域振興局長 吉沢 正

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年5月20日

長野県松本建設事務所長 藤本 済

1 許可番号

令和3年3月31日 長野県松本建設事務所指令2松建第71-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市堀金三田866、867-1、867-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市堀金三田859

株式会社えのきボーヤ 代表取締役 塩原 規 男

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

令和3年5月20日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
貴重品運搬警備業務（2級）	令和3年 8月28日 (土)	午前8時30分から午後 5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 (4) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	(1) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 (2) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(ア) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和3年6月29日（火）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、令和3年7月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（16,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ ([http://www. pref. nagano. lg. jp/police/](http://www.pref.nagano.lg.jp/police/)) からダウンロードすることもできます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話026-233-0110内線3032）にお問い合わせください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課
